

「救急車の適正利用に係るアニメーション等動画制作事業」公募型企画競争 質問回答

No	質問	回答
1	企画提案書とひとまとめにして提出する「積算書」についても、企画提案書と同様に副本9部には事業者名が特定できる表現（会社名、ロゴ、個人名等）を一切記載しないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「積算書」についても企画提案書と同様に副本には事業者名が特定できる表現は一切記載しないようにお願いします。
2	環境への配慮として「両面コピーの徹底」との記載がありました。が、企画提案に関わる必要書類は見やすさを考慮して、片面コピーで用意してもよろしいでしょうか。	企画提案書においては片面コピーでも差し支えありません。
3	ナレーションはAI 音声でも可能なのか？	ナレーションを含め、AIを活用頂いて差し支えありません。ただし、仕様書5(7)のとおり、第三者の権利等を侵害することがないようご注意ください。
4	この動画が放映されるのは主にどのような媒体でしょうか。	仕様書4(2)のとおりです。
5	1社2案以上提案をすることは可能でしょうか。	提案説明書8(4)オのとおりです。
6	ターゲットは市民全体と理解しているが、コアターゲット層はどの年代になるのでしょうか。	コアターゲット層は設定しておりません。
7	事例等の紹介のため提案書にYouTubeに遷移するQRコードを表記してもよいでしょうか。	提案書にYouTubeに遷移するQRコードを表記頂くことは可能ですが、提案説明書8(4)カのとおり、当該動画において事業者名が特定できる表現は記載できませんので、ご注意ください。